

相模原市農業委員会第26回会議議事録

開 会 日 時 令和3年4月28日 午後1時38分

閉 会 日 時 令和3年4月28日 午後3時13分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		小林康史		高橋三行
	八木拓美		齋藤憲一		天野明
	關山富雄		菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健		金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		
	市川忠孝		藤村達人		

出席委員 17名

欠席委員 0名

傍聴人 1名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席10番

議席 6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第10回農政運営委員会報告
3		第12回農地利用最適化推進委員連絡会報告
4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第5号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第7号	農用地利用配分計画の作成について
11	議案第8号	農用地利用計画の変更について
12	報告第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
13	報告第2号	農地所有適格法人の報告について
14	報告第3号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
15	報告第4号	農地造成工事の完了報告について
16	報告第5号	非農地証明書の発行について
17	報告第6号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
18	報告第7号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第8号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第26回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（高野次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は17名で定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、10番小林康史委員を御指名いたします。

ここで、本日の議会の傍聴希望者が出ております。傍聴を許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

異議なしということで、傍聴を許可いたします。

事務局（高野次長）

では、傍聴人の方が入室されるまで、しばらくお待ちください。

日程 1 会務報告

日程 2 第 10 回農政運営委員会報告

日程 3 第 12 回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程 1 「会務報告」及び日程 2 「第 10 回農政運営委員会報告」、日程 3 「第 12 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」、「第 10 回農政運営委員会報告」及び「第 12 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第1号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1から3-2及び3-1001から3-1003は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1は、中央区横山台に住む譲渡人の所有する農地を、中央区田名に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、田名の畑、1筆、823㎡です。今後の作付はサツマイモを予定しています。全部効率利用要件については、経営農地28筆、19,509.47㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-2は、中央区田名に住む譲渡人の所有する農地を、農地所有適格法人の八咲生農園株式会社が、経営規模拡大のために所有権を移転するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、田名の畑、2筆、合計1,243㎡です。今後の作付はワイン用のブドウを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、5,517㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を果たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の3件につきまして御説明いたします。3ページを御覧ください。

收受番号3-1001は、東京都八王子市に住む譲渡人の所有する農地を、緑区吉野に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、吉野の畑、2筆、1,152㎡です。今後

の作付は、キュウリ、トマト等の露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、988㎡全て適切に管理され、当該農地を含め、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-1002は、緑区太井に住む譲渡人の所有する農地を、緑区太井に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、太井の畑、1筆、595㎡です。今後の作付は、ネギ、キュウリ等、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、1,657㎡全て適切に管理され、当該農地を含め、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。なお、本案件については、譲渡人が3月25日の申請後の4月10日に亡くなっております。農地法第3条の審査につきましては、譲渡人の能力を審査するものではありませんので、本審査に影響することはありません。また、相続人が申請に係る権利を承継することとなり、本件に係る許可または不許可の通知は、相続人の氏名等を改めて確認した上で発送いたします。このことについては、相続人も了解しております。

続きまして、収受番号3-1003は、緑区长竹に住む譲渡人の所有する農地を、緑区长竹に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、長竹の畑、1筆、211㎡です。今後の作付は、サツマイモの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地8筆、5,817.35㎡、全て適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

事務局（高野次長）

私から、1点、補足説明させていただきたいことがございます。

最後に説明がありました3ページの収受番号3-1003でございますが、譲受人の全部効率利用要件につきましては、全て適切に管理されている旨の説明がございましたが、この譲受人が12月に利用権を設定した南区新戸の農地につきましては、田植えの準備をしている状況を事務局で確認しております。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3 - 1 及び3 - 2 については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

收受番号3 - 1 ですが、4月25日に現地を調査してきました。写真の右側に本人が経営する養鶏所があります。現在、養鶏所は主にお子さんが管理しているようで、養鶏所を経営するものの、本人は畑をやっているもので、この案件は特に問題ないと思われ
ます。

收受番号3 - 2 も4月25日に現地を見てきました。場所は県道から少し入ったところになりますが、周りは全てきれいに整地されているところの一画になります。今回はブドウの作付ということで、たしか、この経営会社は、昨年から少しワインを作っているものと思われ
ます。それで、今回、相模原市のワイン特区の認定を受けたということで、こちらの畑をブドウ畑にしてワインを作るということだ
そうです。特に問題はないように思われますが、検討のほど、よろしく
お願い
します。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1001 については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

4月24日、現地確認に行きました。案内図のとおり、中央高速道路の相模湖インターの進入路に接しているような場所
でございます。この畑は、すぐにでも作付できるような状態になっておりました。本人に確認したところ、有機栽培、無農薬の野菜を作る
そうです。そのほかにつきましては事務局の説明どおりで問題はないと思
います。

以上でございます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1002 及び3 - 1003 については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

收受番号3 - 1002 につきましては、4月21日に現地を確認してまいりました。現地は小網地区の国道413号の津久井湖の湖岸に当たるところです。ちょうど湖岸の傾斜地帯のちょっと下へ入ったところで、譲受人は農業経営に非常に意欲的で、奥さんも一緒に耕作しているということで、ほかの農地も適正に管理されているので問題はないかと思
います。よろしく御審議
くだ
さい。

收受番号3 - 1003 につきましては、4月21日に現地を確認してまいりました。現地は長竹の国道412号の石ヶ沢地区の道路際
にありまして、ちょっと道路から高いところですがけれども、自宅の隣に農地がありまして、譲受人は農業経験も大分長く、30年以上ということで、非常に熱心に取り組む方です。問題はないかと思
いますけれども、あとは事務局の説明どおりで、よろしく御審議
くだ
さい。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

10番（小林委員）

収受番号3 - 2、ワイン用のブドウを作るということですが、ブドウの畑を見ますと、大体、赤土を盛って、周りを高くしているんですけども、今回、赤土を盛るとか、そういう計画はあるのでしょうか。そうすると、周りに影響するのかなと思いを質問しています。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

いわゆる農地造成になるかと思えますけれども、現時点ではそういった計画は聞いておりません。

10番（小林委員）

はい、分かりました。

議長（八木会長）

ほかに質疑はございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第2号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-3は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号3-3は、譲受人の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。案内図は6ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、4筆、1,037㎡です。リニア中央新幹線は品川と名古屋との間を通る計画で、旧相模原市内では境川から相模川まで地下トンネルを通りますが、その区間については区分地上権を設定することになります。区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネル等を建設する場合に必要となります。地下40mよりも深い場合には、大深度法の適用を受け、区分地上権の設定は不要となります。旧相模原市域での農地の区分地上権の設定は、宮下本町から大島方面にかけ、おおよそ50件の予定です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は地下を使用するための区分地上権の設定です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、6 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号 4 - 1 及び 4 - 1 0 0 1 は相当とする理由があるので、農地法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 3 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7 ページを御覧ください。

收受番号 4 - 1 は、申請人が所有する南区大野台 8 丁目の農地、1 筆、1,260 m²のうち 1,368.53 m²を駐車場として一部転用するための申請です。まず、面積について説明いたしますが、平成 26 年に一部転用の許可を受けており、今回の申請地はその残地ではありますが、筆全体の一部転用となるため、申請地を実測します。実際、申請地を実測したところ、登記簿面積を上回ったため、面積の逆転が発生しております。なお、今回の申請により、1 筆全体が転用されることとなります。続きまして、現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 7 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、不動産管理業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設 RC 擁壁を利用するほか、車両出入口側を除き、地先ブロック及びフェンスを設置する計画です。雨水については、浸透式アスファルトによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原南病院の東約 20 m です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所の 1 件を説明いたします。同じく 7 ページを御覧ください。

收受番号 4 - 1 0 0 1 は、申請人が所有する緑区川尻の農地、2 筆、292 m²を、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、隣接する土木工事業業者から、駐車場として一体利用したい旨の要望により、申請人が自己所有の農地を駐車場及び車両置場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、隣地との境界にコンクリートブロック 1 段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は内出中学校の西約 520 m です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4 - 1については、南区担当委員さん、お願いいたします。

17番（高橋委員）

4月12日に現地調査を行いました。先ほど、登記簿上の面積と違うということもありましたし、そこに行く舗装について、いろいろ話を伺いました。舗装の程度においても、中央土木事務所に聞いたところ、それで問題ないという報告を受けております。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4 - 1001については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

4月21日に現地調査しました。案内図の8ページを御覧になってください。この図面にあるように、右側と左側、斜線の部分が今回の申請です。真ん中はコンクリートでできた道路の宅地の登記のものなので、両サイドを申請して、さらに真ん中も同じように利用するようにしたいという意向でございます。右も左も図面の中で駐車場として車もとめて、きれいに使っているような場所です。私が見た限り、特に問題はないと判断いたしました。いずれにしても、御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 7 議案第 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、8 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 1 0 0 1 から 5 - 1 0 0 8 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 3 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の 8 件について説明いたします。9 ページから 1 2 ページを御覧ください。

まず、收受番号 5 - 1 0 0 1 は、譲渡人の所有する緑区日連の農地、1 筆、2 9 0 m² を、譲受人の株式会社ファミリーホームが所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 9 ページを御覧ください。申請理由は、不動産業を営んでおり、宅地造成するものです。農地区分は第 3 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック 3 段を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野小学校の東約 4 3 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 1 0 0 2 は、貸出人の所有する緑区青野原の農地、2 筆、1,686 m²のうち 176.37 m²に、借受人が賃借権を設定し、農産物直売所に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 1 0 ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、借受人は農業を営んでおり、自己の生産する農産物を販売するため、新たに直売所を設置するものです。隣接地への被害防除につきましては、隣地との境に素掘りでの側溝約 2 0 cm を掘るとともに、雨水浸透柵を設置し、土砂等が流出しないよう処理する計画です。申請地は市立青和学園の北東約 3 5 0 m です。なお、農用地の用途変更は、4 月 8 日付で手続を完了しています。

続きまして、收受番号 5 - 1 0 0 3 は、譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、1 筆、6 0 1 m²を、譲受人である有限会社神津土地が所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 1 1 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地とするものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への雨水等流出防止を兼ね、宅地の外周にコンクリートブロック 1 から 3 段積みを設置し、雨水については、浸透トレンチを設置する計画です。申請地は鳥屋中学校の北西約 5 8 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 1 0 0 4 は、譲渡人の所有する緑区城山の農地、1 筆、7 9 1 m²を、譲受人の有限会社神津土地が所有権移転を受け、資材置場として転用する

ための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産を営んでおり、近隣の造園工事業者からの要望を受け、新たに貸資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への雨水等流出防止を兼ね、用地の外周にコンクリートブロック1段を設置し、雨水については、浸透トレンチを設置する計画です。申請地は中沢中学校の北西約290mです。

続きまして、收受番号5-1005は、貸出人の所有する緑区中野の農地、1筆、90㎡に、借受人が使用貸借権を設定し、自己住宅を建築するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への雨水等の流出防止を兼ね、宅地の外周にコンクリートブロック2、3段積みを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水、雑排水は合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は西メディカルセンターの北東約200mです。

続きまして、收受番号5-1006は、貸出人の所有する緑区青野原の農地、2筆、670㎡を、借受人である戸田建設株式会社が賃借権の設定を受け、寄宿舍として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請用地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線藤野トンネル新設工事に係る寄宿舍を整備するものです。一時転用の期間は、令和9年5月までの約6年間の予定です。隣接地への被害防除につきましては、周辺土地への悪影響を生じないように、鋼板高さ3mを設置するとともに、雨水については、浸透柵を設置して処理する計画です。申請地は青野原診療所の西約1,170mです。なお、本申請は、都市計画法の開発許可との許可日調整をしています。

続きまして、收受番号5-1007は、貸出人の所有する緑区青野原の農地、5筆、3,379㎡のうち2,925.15㎡に、譲受人の株式会社高麗が賃借権の設定をし、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、借受人は不動産を営んでおり、近隣の事業者からの要望を受け、新たに貸駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、樹脂製の波板高さ40cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約1,100mです。

続きまして、收受番号5-1008は、貸出人が所有する緑区広田の農地、1筆、795㎡に、借受人である株式会社郡農産業が賃借権を設定し、駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産を営んでおり、近隣の運送事業者からの要望を受け、新たに貸駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、隣地との境はコンクリートブロック1から4段積みを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の西約40mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 1001については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

4月24日、現地の確認に行きました。現地は北向きの農地でした。案内図の右側のほうの上になっていまして、ここは急斜面の梅林になっておりました。西隣の土地につきましては、不動産会社が売出しをしているような地域でございます。ですので、ここを宅地にしても問題はなかるうかと思えます。そのほかは事務局の説明のとおりでございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1002及び5 - 1006、5 - 1007については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番（八木委員）

4月26日に現地の調査に行つてまいりました。まず、5 - 1002に関してですけれども、譲受人の方ですが、今回の案件の土地のすぐ横でトマトの施設栽培をされていまして、新規就農の方ですけれども、津久井地域でも非常に勢いのある方で、適格かなと思えます。土地についても、きれいに耕作されていて、つぶしてしまう形にはなるとは思ふんですけれども、農産物直売所ということで、今後も非常に頑張ってもらいたいという応援の気持ちを兼ねて、問題はないかと思われまふ。

続きまして、5 - 1006ですが、こちらも、さきの総会でも割と度々出てくる戸田建設さんですけれども、周りも一応きれいにはなつていふんですが、不耕作地ということで、近隣の農地に関してという考え方であれば、非常に問題はないのかなと。土留めとか、その手の類いだけはきちんとしていただきたいかなとは思つております。こちら私が見た限り、問題はないと思ふ。

最後の5 - 1007についてですが、こちらは実は先月の総会に上がる予定だったんですけれども、総会の直前に取下げがありました。私が見に行つた時に、先月の段階で、入口をつくるところが手前の橋からちょっと入り組んだような形で中に入るようなことを想定されていたみたいで、このとき、事務局の方に引率していただいたんですけれども、土留めで大丈夫なのかなというのは、私と井上推進委員と指摘させていただいて、そこはくれぐれも気をつけてくださいということでお伝えしました。案内図を見ていただくと分かるんですけれども、先月の段階では の区画だけだったんですが、今回、新たに の区画を再度借入れが行えたということで、入口を国道から直接入れるようにするということで、前回の先月の段階の入口も使うには使うんですけれども、メインの入口は の部分から行ふということで、土留めとかの類いというのは土を崩してしまうような心配は少なくなつたのかなと思われるので、問題はないかなと思われまふ。

以上です。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1003については、津久井地区担当委員さん、お願ひいたします。

15番（榎田委員）

4月21日に現地調査に行っていました。場所は、この地図、11ページでいきますと、南に2~300m行きますと宮ヶ瀬湖になるところです。周辺はもともと農地になりますけど、今、ここで斜線を引いたところ、の道路から一段下がったところが平らで、日当たりもよく、住むには適しているのかなと思います。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1004及び5 - 1008については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

4月21日に現地調査をしました。5 - 1004は、所有者が不動産業者へ所有権移転し、不動産業者が造園業者へ資材置場として貸すものであります。たまたま申請地の隣の耕作者が耕作してしまっていて、いろいろとお話をいたしました。非常に熱心に耕作をしている方でした。今回の12ページの斜線の部分のところは、左側の耕作者は、要するに、東、南に相当するために、日射の問題が生じないようにしてほしい旨、申しおりました。また、東側、隣側に民家があるんですけど、この方には直接話は聞けませんでしたけど、いずれにしても、造園業者が伐採した木あるいは枝、葉のようなものを高く積んだりしますと周りに迷惑がかかりますので、その点、一言申し上げることが必要なと判断いたしました。

それから、5 - 1008ですけど、同じ日に現地調査をしまして、駐車場への転用ということで、運送業者が、今、申請地の中に駐車するということですけど、南北は住宅、東側は広田小学校に向かって非常にきれいに耕作されている畑でございます。そういった中で、車の出し入れや排気ガス等々含めて、留意されるように御指導することを要望いたします。いずれにしましても、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

5 - 1004及び5 - 1008については、今、委員さんからお話をいただきましたので、事務局、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、收受番号5 - 1005については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

地図の13ページを見てもらうと、譲渡人の土地のすぐ隣が斜線部分の申請地になってしまっていて、その上というか、隣というか、今、何も書いていませんけど、そこも昨年、申請が出まして、現在、家を建てているところであります。事務局の説明のとおり、申請に対しては何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7 議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 - 1 及び 3 - 1 0 0 1 から 3 - 1 0 1 1 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14 ページから 18 ページを御覧ください。本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするものです。

まず、本庁管内の 1 件を説明します。

整理番号 3 - 1 は、賃借権を設定し、利用権設定をするものです。案内図は 17 ページを御覧ください。契約期間は 3 年、筆数は 1 筆、面積は 677 m²です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の 11 件について説明いたします。引き続き、14 ページから 18 ページを御覧ください。

まず、整理番号 3 - 1 0 0 1 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 18 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 514 m²です。

次に、整理番号 2 - 1 0 0 2 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 19 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 682 m²です。

続きまして、整理番号 3 - 1 0 0 3、3 - 1 0 0 4 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 20 ページを御覧ください。契約期間は 4 年 8 か月、件数は 2 件、2 筆、面積は 346 m²です。

次に、整理番号 3 - 1 0 0 5 は、新規就農に伴い、新たに利用権を設定するものです。案内図は 21 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 1,186 m²です。

続きまして、整理番号 3 - 1 0 0 6 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 22 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、2 筆、面積は 1,447 m²です。

次に、整理番号 3 - 1 0 0 7 から 3 - 1 0 1 0 は、新規就農に伴い、新たに利用権を設定するものです。案内図は 23 ページを御覧ください。契約期間は 3 - 1 0 0 7 が 5 年 8 か月、3 - 1 0 0 8 から 3 - 1 0 1 0 が 2 年 8 か月、件数は 4 件、10 筆、面積は 4,065 m²です。

次に、整理番号3 - 1011は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は24ページを御覧ください。契約期間は2年8か月、件数は1件、1筆、面積は819㎡です。

以上で説明を終わります。

事務局（伊藤担当課長）

皆様、恐れ入ります。整理番号3 - 1にお戻りいただきまして、1点、訂正をさせていただきたいと思います。先ほど、農地の貸し借りの契約期間を3年と申し上げましたが、3年8か月の誤りでございます。申し訳ございません。

以上です。

事務局（高野次長）

では、私から1点、補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の総会に先立ちまして行われました20日の役員会の場でいただいた御質問にお答えしたいと思います。

18ページの整理番号3 - 1011についてでございます。こちらは解除条件付法人として参入してくるという案件でございます。どのような法人かという御質問をいただいております。当該法人につきましては、健康食品の企画、販売などを事業内容とする会社でございます。当該地では、大根、里芋等の露地野菜を栽培していく計画ということでございまして、今後もさらなる経営拡大を予定している、そのような法人でございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1番（西山委員）

3 - 1ですが、利用権の設定で年額24万円とありますけれども、これは高過ぎませんか。

事務局（伊藤担当課長）

役員会の中でも、会長、副会長からの御指摘があったのですが、双方の契約書を見る限り、金額に間違いはございませんので、そのまま記載しております。確かに、御指摘のように、金額的にはちょっと高額かなということは感じてはおります。

以上です。

1番（西山委員）

申請者に確認はされましたか。

事務局（伊藤担当課長）

そこまでの確認はいたしておりませんが、申請の段階で内容の確認はさせていただいておりますので、間違いはないかと思いますが。

1番（西山委員）

はい、了解しました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）
御異議なしと認めます。
よって日程8議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 9 議案第 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、19 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 - 2 から 3 - 9 及び 3 - 1012 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20 ページから 23 ページを御覧ください。案内図は 25 ページから 35 ページを御覧ください。

整理番号 3 - 2 から 3 - 9 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協働組合の仲介により、耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 8 件、16 筆、面積は 16,925.11 m²です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、23 ページを御覧ください。津久井事務所管内の 1 件を説明いたします。案内図は 35 ページになります。

整理番号 3 - 1012 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 1 件、1 筆、面積は 307 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 9 議案第 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 7 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、24 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3 - 1 から 3 - 10 及び 3 - 1001 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 3 年 4 月 9 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長並びに令和 3 年 4 月 12 日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 3 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページから 28 ページを御覧ください。案内図は、25 ページから 38 ページを御覧ください。

まず、本庁管内の整理番号 3 - 1 から 3 - 10 について説明します。農地中間管理機構が耕作者に貸出しを行うことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 10 件で、20 筆、面積は 24,342.11 m²です。なお、整理番号 3 - 1 の 4 筆のうち、上から 2 筆は農業公社が中間保有していた農地を今回新たに貸し出すものです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の 1 件を説明します。同じく 28 ページを御覧ください。案内図は 35 ページになります。

整理番号 3 - 1001 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が耕作者に貸出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 1 件、1 筆、面積は 307 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16 番（藤村委員）

3 - 7、どういう状況か教えてください。

事務局（伊藤担当課長）

3 - 7 につきましては、相模原市農協で新規就農者向けといいますが、研修の農場として利用する予定で、農業公社から農協が借り受けるものになります。

16 番（藤村委員）

農協が自分で使うということですね。

事務局（伊藤担当課長）

はい、そのようになります。

16 番（藤村委員）

はい、了解です。
議長（八木会長）
ほかによろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第7号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）
御異議なしと認めます。
よって日程10議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 8 号 農用地利用計画の変更について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、29ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 号 農用地利用計画の変更について。令和 3 年 4 月 2 日、及び、同月 6 日付けで、相模原市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、意見を求められたので同意するものとする。令和 3 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、30ページを御覧ください。

本案件は、農用地区域からの除外について、市長から意見照会を受けているものです。

初めに、緑区三ヶ木の除外箇所 2 筆、合計面積 390㎡の現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 39 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の除外区域です。農用地区域から除外する理由としては、分家住宅建築のためです。

続きまして、緑区长竹の除外箇所 2 筆、合計面積 494.10㎡の現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 40 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の除外区域です。農用地区域から除外する理由としては、分家住宅建築のためです。

以上で説明を終わります。

事務局（高野次長）

本案件につきまして、私から 1 点、補足説明をさせていただきたいと思います。

本議案で提案させていただきました 2 件、4 筆の農地でございますが、共に農家分家住宅を建築するために農用地区域から除外するものでございます。農用地の解除に当たりましては、当該所有者が所有する土地で、農用地以外に建築可能な適地がないかどうか、そういったことを農政課、私ども農業委員会事務局に加え、神奈川県にも調査を依頼し、判断いたしているものでございまして、農業委員会におきましては、事務局で当該地が農用地から外れた場合に自己住宅への転用が可能な農地となるのかどうかという判断をさせていただいております。なお、これらの土地につきましては、解除後において、農地転用許可申請が提出される見込みとなっております。

私からは以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17 番（高橋委員）

2 番の長竹地域、これ、分家住宅ということになっていきますけれども、土地所有者が 2 人の名前になっているじゃないですか。これはどういう意味でしょうか。説明をお願いします。

事務局（松浦所長）

下段の農地については、住宅本体予定地の上段の農地への進入路ということで、分筆

をした上で、ここは農用地の除外になります。実際に上段の農地単独ですと、進入路が確保、通常、転用したときの確保ができないということで、所有者の御理解を得て、農用地の除外をさせていただいているものです。

以上です。

17番（高橋委員）

この図面を見ますと、南側に道路があるじゃないですか。これがあまりにも狭いんですか。

事務局（松浦所長）

南側と、あと、墓地を挟んだ反対側の道路につきましては、実際には農道というか、人が歩く程度の道路になっています。北側にも1本通りがあるんですけども、建築するための道路には満たないということで、新たに進入路を確保する必要が出てきたということでございます。

以上です。

17番（高橋委員）

はい、分かりました。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程11議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 報告第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明につ
いて

日程 1 3 報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 4 報告第 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利
用状況の報告について

日程 1 5 報告第 4 号 農地造成工事の完了報告について

日程 1 6 報告第 5 号 非農地証明書の発行について

日程 1 7 報告第 6 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する
調査結果の報告について

日程 1 8 報告第 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告
について

日程 1 9 報告第 8 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ
いて

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 2 報告第 1 号から日程 1 9 報告第 8 号について、御発言がございましたら、お
願いいいたします。

事務局（高野次長）

御発言いただきます前に、私から 1 点、補足説明をさせていただきたいと思います。

報告第 3 号、ページで申し上げますと 3 8 ページからになります。ここで解除条件付
利用権設定を受けた者の農地利用状況の報告というものが何件か出てまいります。

初めに、株式会社トランスポーターからの報告につきましては、3 9、4 0 ページと、
1 枚おめくりいただきまして 4 1、4 2 ページと、2 つの報告書が提出されております。
前の 3 9、4 0 ページにつきましては、今回の法人の事業年度が毎年 1 1 月 3 0 日でご
ざいますが、この事業年度ごとに提出する本来の報告書ということになります。4 1、
4 2 ページにつきましては、法人にとっては新事業年度の開始後ということになります
が、利用権設定期間満了日が令和 2 年 1 2 月 3 1 日であったために、本来であれば次回

に提出する分の報告を、残り1か月分ということで、今回、併せて提出されたものということでございます。なお、当該法人は、平成28年3月1日から令和2年12月31日まで露地野菜を栽培する計画で利用権設定をいたしました。しかし、地中に廃棄物があった影響で、実際には耕作することができる状況ではありませんでした。しかし、法人からの申出によりまして、期間満了までは周辺に影響のないように草刈り等の管理を行うこととされ、令和2年12月末に期間満了となった、そのような案件でございます。なお、当該農地につきましては、今後、所有者が知人の協力などを得ながら、農地再生に取り組むと聞いております。

続きまして、同じ報告3のさらに続きですが、株式会社さがみこファームからの報告につきましてでございます。43、44ページの報告書と45から47ページ、この2つの報告書が提出されております。後ろについております45ページから47ページが今回の法人の事業年度、こちら毎年11月30日ということになります。ここで提出する本来の報告書ということになります。前についております43、44ページについてでございますが、本来は昨年提出しなければならなかった報告書ですが、法人側で利用権を設定してからまだ時間が短く、実際に農地利用、耕作をしていなかったために提出不要と誤認をしております。提出がされていなかった。今回まとめて提出されたという案件でございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

それでは、御発言がございましたらお願いいたします。

16番（藤村委員）

35ページ、この法人さん、前から新規就農ということで、土地利用に関しては随分積極的にやられていて、たしか、土地も買い取ったりしながら頑張っているんですが、この実績が何ともさみしいんですけど、状況は分かりますでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらの法人につきましては、昨年もそうですが、高度化施設、いわゆるビニールハウス、簡単にいうと頑丈な施設で、それによってシイタケ栽培を計画しているんですが、市の関係部署等との調整に結構時間がかかっている様子で、その事業に着手するのにちょっと時間を要し過ぎているというのが現実であります。

以上ですが、よろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

金額よりは適切に農業が進められているかどうか、健全に進められているかどうかというところに興味があるんですが、いかがでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

高度化施設の建設に関しては、市でいえば、開発調整課、建築審査課や農政課と、建てられる建物に関して、適切なもので、高度化事業に合致するようなものということで調整をしていますので、法的には何ら問題なく、違反することなく、きちんと建築をする方向で調整はしている状態です。

以上です。

16番（藤村委員）

順調な農業に向かって進んでいる過程と理解すればいいということですね。

事務局（伊藤担当課長）

はい、そのようにお願いします。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、ないようですので、以上で日程12報告第1号から日程19報告第8号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第26回総会を終了いたします。